

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

花巻空港管理条例施行規則（昭和38年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(制限重量超過航空機の使用許可の申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(着陸料等の減免)</p> <p>第12条 条例第17条の規定による特別の理由とは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>知事が必要と認めるとき</u>。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第13条 条例第18条第4項において準用する条例第17条の規定に基づき占用料の減免を受けようとする者は、別に定める様式による占用料減免申請書を空港事務所長 <u>(前条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、知事)</u> に提出しなければならない。</p> <p><u>(申請書等の経由)</u></p> <p>第14条 <u>この規則による申請書等で知事に提出するものは、空港事務所長を経由しなければならない。</u></p> <p>(占用料の納付方法)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(着陸料等の減免の特例)</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項並びに条例附則第2項及び第3項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p>	<p>(制限重量超過航空機の使用許可の申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定により知事に提出する申請書は、空港事務所長を経由しなければならない。</u></p> <p>(着陸料等の減免)</p> <p>第12条 条例第17条 <u>(条例第18条第4項において準用する場合を含む。)</u> の規定による特別の理由とは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>空港事務所長が必要と認めるとき</u>。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第13条 条例第18条第4項において準用する条例第17条の規定に基づき占用料の減免を受けようとする者は、別に定める様式による占用料減免申請書を空港事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(占用料の納付方法)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(着陸料等の減免の特例)</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項並びに条例附則第2項及び第3項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p>

る。

航空機	期 間	額
1 平成22年1月1日から平成28年3月31日までの間（以下「適用期間」という。）において航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者（以下「航空運送事業者」という。）が新たに花巻空港と本邦内の他の地点との間に定めた路線（以下「新規路線」という。）を、同法第107条の2第1項に規定する運航計画（以下「運航計画」という。）に定めるところにより一定の日時により航行する航空機（2の項の規定の適用を受けるものを除く。）	[略]	
2 平成24年12月31日（新規路線にあつては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日（新規路線にあつては、路線を定めた日の翌日）から平成28年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの	[略]	
[略]		
4 花巻空港と別に定める本邦外の地点との間において航行する航空機であつて航	平成25年 4月1日 から平成	[略]

る。

航空機	期 間	額
1 平成22年1月1日から平成31年3月31日までの間（以下「適用期間」という。）において航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者（以下「航空運送事業者」という。）が新たに花巻空港と本邦内の他の地点との間に定めた路線（以下「新規路線」という。）を、同法第107条の2第1項に規定する運航計画（以下「運航計画」という。）に定めるところにより一定の日時により航行する航空機（2の項の規定の適用を受けるものを除く。）	[略]	
2 平成24年12月31日（新規路線にあつては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日（新規路線にあつては、路線を定めた日の翌日）から平成31年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの	[略]	
[略]		
4 花巻空港と別に定める本邦外の地点との間において航行する航空機であつて航	平成25年 4月1日 から平成	[略]

空運送事業者が運航するものうち、旅客を運送しているもの	28年3月 31日まで の間	
5 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校の修学旅行において専らその旅客を運送する目的で航空運送事業者が運航する航空機のうち、当該旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで の間	[略]
6 国際民間航空条約の附属書14に定める翼幅52メートル以上の航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで の間	[略]

3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項の定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期 間	額
1 花巻空港と別に定める本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、旅客を運送していないもの	平成25年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで の間	[略]
2 学校教育法第1条の学校の修学旅行において専らその旅客を運送する目的で航空運送事業者が運航する航空機のうち、当該旅客を運送していないもの	平成25年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで の間	[略]
3 国際民間航空条約の附属書14に定める翼幅52メートル以上の航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、旅客を運送していないもの	平成25年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで の間	[略]

空運送事業者が運航するものうち、旅客を運送しているもの	31年3月 31日まで の間	
5 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校の修学旅行において専らその旅客を運送する目的で航空運送事業者が運航する航空機のうち、当該旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から平成 31年3月 31日まで の間	[略]
6 国際民間航空条約の附属書14に定める翼幅52メートル以上の航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から平成 31年3月 31日まで の間	[略]

3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項の定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期 間	額
1 花巻空港と別に定める本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、旅客を運送していないもの	平成25年 4月1日 から平成 31年3月 31日まで の間	[略]
2 学校教育法第1条の学校の修学旅行において専らその旅客を運送する目的で航空運送事業者が運航する航空機のうち、当該旅客を運送していないもの	平成25年 4月1日 から平成 31年3月 31日まで の間	[略]
3 国際民間航空条約の附属書14に定める翼幅52メートル以上の航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、旅客を運送していないもの	平成25年 4月1日 から平成 31年3月 31日まで の間	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。